

| | | |
|-------|--------------|--|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 体制整備等 / 調査等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 |
| | 担い手の育成 | 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他 (狩猟者の確保) |
| | 農地の利用集積 | 遊休農地対策 |
| | 生産基盤の整備 | その他 (侵入防止柵) |
| | 機械・施設の整備 | 施設導入 / 機械購入 |
| 実施主体別 | | 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 土地改良区 / 法人 / 任意団体 / 地域協議会 |

| | |
|-----|---|
| 事業名 | 鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫・継続) 【鳥獣被害防止総合対策交付金】 |
|-----|---|

| | |
|----------|--|
| アピールポイント | 鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。 |
|----------|--|

| | | | | |
|-------|--|----------|--------|--------|
| 事業の趣旨 | 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。 | 予算額 (千円) | 87,440 | |
| | | 内訳 | 国 | 87,440 |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |

| | | | |
|--------|--|---|--|
| 事業の内容等 | 1 ソフト対策 | 補助率 | 標準事業費 |
| | (1) 地域ぐるみの被害防止活動 ア 生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 イ サル・クマ・鳥類の各複合対策 (捕獲や追払いなど複数の取組) ウ 他地域の人材を活用した取組 エ ICT等新技術の活用 (ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組) オ GISを活用した被害対策等の可視化定着支援 カ 集落点検の促進 (2) 大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 (3) ICT等新技術実証 (4) 農業者団体等民間団体による被害防止活動 (5) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (販売拡大、搬入促進支援等) (6) 鳥獣被害対策実施隊の体制強化 (実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援) (7) 捕獲サポート体制の構築 (8) ICT活用による情報管理の効率化 (9) 簡易的な集合理設設備の設置等支援 (10) 農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲 2 ハード対策 (1) 侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備 (既設柵の地際補強含む) (2) 捕獲鳥獣の処理加工施設 (食肉利用等施設等) の整備 (3) 捕獲技術高度化施設 (射撃場) の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会 (市町村ほか関係機関で構成) ②ハード対策：地域協議会等 (地域協議会又はその構成員) | ソフト対策 定額 1/2以内 (鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額 (限度額あり)) ハード対策 定額 1/2以内 (侵入防止柵の資材費のみの場合 は定額) | 標準事業費 ソフト対策 定額補助の 限度額は50 万円～ (鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり) |

- 【採択要件】
- 被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。
 - 有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち生息環境管理を含めた複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。 等

【令和8年度実施計画等】 23 地域協議会

| | | | |
|------|---------|----|--|
| 実施期間 | 令和6～8年度 | 担当 | 農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5042、直通017-734-9702) |
|------|---------|----|--|

| | |
|---|---|
| 地域を変えるための切り口 担い手の育成 農地の利用集積 機械・施設の整備 | 体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / その他(対策実践者の確保) 遊休農地対策 機械購入 |
| 実施主体別 | 県 / 農協 / 土地改良区 / 任意団体 |

| | |
|-----|--|
| 事業名 | 鳥獣被害防止・地域活動緊急支援事業（国庫・県単・新規） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】 |
|-----|--|

| | |
|----------|---|
| アピールポイント | 農業者向けの研修会やモデル地区の設置により集落ぐるみの対策を推進するほか、農業者団体へ対策機材の導入を支援し、地域における被害防止対策の実施体制の強化を図る。 |
|----------|---|

| | | | | |
|-------|--|---------|--------|--------|
| 事業の趣旨 | 野生鳥獣による農作物被害を低減するため、農業者をはじめとした集落ぐるみの被害防止対策を推進するとともに、農業者団体等に対して必要な被害対策機材の導入を支援する。 | 予算額(千円) | 21,474 | |
| | | 内 訳 | 国 | 400 |
| | | | 県 | 21,074 |
| | | | その他 | — |

| | | | |
|--------|---|-----|-------|
| 事業の内容等 | 1 農山村集落ぐるみの鳥獣対策活動の推進 (1) 農業者向け被害防止対策研修会の開催 (2) 野生鳥獣を寄せ付けない環境整備に向けたモデル集落の設置及び取組の普及 2 農業者団体等が実施する鳥獣被害対策への支援 (1) 事業内容 農作物の被害防止目的で使用する対策機材等の導入に必要な経費を補助 (2) 補助対象経費 ・捕獲に必要な機材（箱わな、囲いわな、くくりわな等） ・ICT機器（センサーカメラ、捕獲通知器等） (3) 導入した捕獲わな等の活用例 ア 農業者団体に狩猟免許所持者がいる場合 団体職員自らが捕獲機材を設置し、捕獲活動を実施 イ 狩猟免許を所持する農業者の場合 農業者団体が捕獲機材を貸出し、農業者自らが捕獲 ウ 狩猟免許所持者がいない場合 →農業者が自らの事業地内で捕獲する場合は狩猟免許が不要となる「囲いわな」を貸出し、捕獲を実施 →導入した捕獲機材を使用し捕獲活動は市町村等に依頼 《事業実施主体》 農業協同組合等 | 補助率 | 標準事業費 |
| | | 1/2 | |

【採択要件（2関係）】

- 1 農作物被害防止の目的であること。
- 2 農業者団体が対策機材を導入・管理し、必要に応じて構成員等に貸し出すこと。 等

| | | | |
|------|----------|----|--|
| 実施期間 | 令和8～10年度 | 担当 | 農林水産政策課 産業技術・防疫グループ (内線5043、直通017-734-9702) |
|------|----------|----|--|

| | | |
|----------|--------------|---------------------------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 |
| | 6次産業化の推進 | 加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊 |
| | 農地の利用集積 | 遊休農地対策 |
| | 生産基盤の整備 | ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 |
| 機械・施設の整備 | | 施設導入 |
| 実施主体別 | | 県 / 市町村 / 法人 / 地域協議会 / 農林漁業者の組織する団体等 |

| | | | | |
|----------------------------|--|---|--|-----------|
| 事業名 | | 農山漁村振興交付金（国庫・継続） | | |
| アピールポイント | | 農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農山漁村振興政策を総合的に推進し、関係人口の創出・拡大、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を支援する。 | | |
| 事業の趣旨 | 農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。 | 予算額(千円) | 国直接採択 | |
| | | 内訳 | 国 | 7,045,000 |
| | | | 県 | － |
| 事業の内容等 | <p>1 事業内容</p> <p>(1) 地域資源活用価値創出対策</p> <p>ア 地域活性化型 地域活性化に向けた活動計画策定、農村プロデューサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援</p> <p>イ 創出支援型 地域資源を活用した新商品開発、官民共創の促進による地域課題の解決等を支援</p> <p>ウ 定住促進・交流対策型及び産業支援型 農山漁村活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援</p> <p>エ 農泊推進型 観光コンテンツの磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を支援</p> <p>オ 農福連携型 障がい者等の農林水産業に関する技術習得やユニバーサル農園の開設、障がい者等が作業に携わる施設整備等を支援</p> <p>(2) 中山間地農業推進対策 中山間地域等での収益力向上等に向けた取組や農村型地域運営組織（農村RMO）の形成等を支援</p> <p>(3) 最適土地利用総合対策 農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定やその実現に必要な取組等を支援</p> <p>(4) 山村活性化対策 振興山村での地域資源の活用等による地域経済の活性化を図る取組を支援</p> <p>(5) 都市農業機能発揮対策 農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間の創出の取組等を支援</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 定額 1/2等 | ※県經由 | |
| 【採択要件】 関連する計画を策定すること。 等 | | | | |
| 実施期間 | 平成28年度～ | 担当 | 構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534) | |

| | | |
|-------|--------------|--|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 環境保全 |
| | 6次産業化の推進 | 加工・販売促進 / 地産地消 / 農泊 |
| | 担い手の育成 | 新規就農 / 研修・訓練 / 労働力確保等 / 経営改善 / 法人化 / 集落営農 / 女性活動支援 |
| | 機械・施設の整備 | 施設導入 / 機械購入 |
| 実施主体別 | | 県 / 地域協議会等 / 地域運営組織等 |

| | | | | |
|--|--|------------------------------|--|--------|
| 事業名 | 「あおもり型農村RMO」育成事業（県単・継続） | | | |
| アピールポイント | 農業者と地域住民が協力して、農村を守りながら地域を元気にする取組を推進する。 | | | |
| 事業の趣旨 | 持続可能で活力ある農山漁村をつくるため、農用地保全、地域資源活用、生活支援などを地域づくりに生かしながら、稼ぐ力のある「あおもり型農村RMO」の育成に向けた取組を推進する。 | 予算額(千円) | 28,148 | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | 28,148 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 市町村の農村RMO推進等マネジメント活動への支援 市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 2 農村RMOの形成に向けたモデル集落への支援 あおもり型農村RMOの要素（農用地保全、地域資源活用、生活支援、地域の経済活動、担い手育成、交流人口の創出）に係る新たな取組に対する補助 3 関係機関が一体となった農村RMOの育成支援（委託） （1）中間支援組織による伴走支援 （2）研修会の開催及び有識者によるサポート （3）集落営農組織における若手人財の受入態勢整備 《事業実施主体》 1 地域担い手協議会等 2 モデル集落で活動する地域運営組織、その構成員 3 県 | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 1 ソフト定額 2 ソフト定額ハード 1/2 | 1 補助限度額 1,000千円/地域 2 モデル集落当たりの上限額 1,500千円 | |
| 【採択要件】 1 及び 2 については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。 | | | | |
| 実施期間 | 令和6～8年度 | 担当 | 構造政策課 農村活性化グループ (内線5063、直通017-734-9534) | |

| | | |
|-------|--------------|---|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 体制整備等 / 調査等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / |
| | 6次産業化の推進 | 加工・販売促進 / 地産地消 / |
| | 担い手の育成 | 集落営農 |
| | 農地の利用集積 | 遊休農地対策 |
| 実施主体別 | | 県 / 市町村 / 地域協議会 |

| | | | | |
|-------------------------|---|--|--|-------|
| 事業名 | | 元気な地域創出モデル支援事業（国庫・継続） 【中山間地農業ルネッサンス推進事業 元気な地域創出モデル支援】 | | |
| アピールポイント | | 中山間地農業を地域活性化につなげるための取組を支援する。 | | |
| 事業の趣旨 | 中山間地農業を元気にするため、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例創出を推進する。 | 予算額(千円) | 5,309 | |
| | | 内訳 | 国 | 5,309 |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上 2 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化 3 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践 4 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践 5 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組 | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 定額 | 上限1,000万円 (最大3年) | |
| 【令和8年度実施計画等】 平川市古懸集落 | | | | |
| 実施期間 | 令和7～9年度 | 担当 | 構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534) | |

| | | |
|-------|--------------------|--|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業 |
| 実施主体別 | 県 / 市町村 / 農協 / 協議会 | |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 事業名 | グリーンな栽培体系への転換サポート事業（国庫・継続） 【みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正）】 【みどりの食料システム戦略推進交付金（R8当初）】 | | |
|-----|--|--|--|

| | | | |
|----------|---|--|--|
| アピールポイント | 環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換に係る取組を支援する。 | | |
|----------|---|--|--|

| | | | | |
|-------|--|---------|-------|-------|
| 事業の趣旨 | 化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積の拡大、農業における温室効果ガスの削減に資する環境にやさしい栽培技術と、先端技術等を活用した省力化に資する技術を組み合わせた「グリーンな栽培体系」への転換を図る。 | 予算額(千円) | 3,000 | |
| | | 内訳 | 国 | 3,000 |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |

| | | | |
|--------|---|-------|--|
| 事業の内容等 | <p>1 グリーンな栽培体系への転換（R8当初、R7補正）</p> <p>(1) グリーンな栽培体系の検討（必須の取組）</p> <p>ア 検討会の開催</p> <p>イ グリーンな栽培体系の検証</p> <p>ウ グリーンな栽培マニュアルの作成</p> <p>エ 産地戦略の策定</p> <p>オ 情報発信</p> <p>(2) グリーンな栽培体系への転換に向けたスマート農業機械等の導入</p> <p>(3) 消費者理解の醸成</p> <p>2 県域への展開（R8当初、R7補正）</p> <p>グリーンな栽培体系を県域に展開するために行う検討会や先進地視察、展示ほの設置等</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>①協議会、②都道府県、③市町村、④農業協同組合 いずれも事業実施地区の農業者の参加が必須。 また、①の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の構成員とし、③の場合は、県（普及）または農業協同組合を必須の参加者とする。こと。 県（普及）を構成員または参加者にしない場合であっても、事業実施計画や進捗状況について情報共有し、必要な連携を図ること。</p> <p>《事業実施期間》</p> <p>最大2年間</p> | 補助率 | 標準事業費 |
| | | 定額 | <p>上限額 300万円</p> <p>※有機農業の検討、2つ以上の環境負荷低減に取り組む場合は360万円</p> <p>※スマート農業技術活用促進法に規定する「生産方式革新実施計画」の達成に資する検証に併せて取り組む場合は交付上限額を100万円引上げ</p> |
| | | 1 / 2 | <p>1,000万円</p> <p>※検証に必要なスマート農業機械等導入</p> |

【採択要件】
環境にやさしい栽培技術や気候変動適応技術とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系を検証すること。

| | | | |
|------|--------|----|---|
| 実施期間 | 令和4年度～ | 担当 | 農産園芸課 環境農業グループ (内線5087、直通017-734-9353) |
|------|--------|----|---|

| | | |
|-------|--------------|---------------------------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 |
| | 機械・施設の整備 | リース |
| 実施主体別 | 市町村 / 協議会 | |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 事業名 | 有機農業等推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R8当初）】 | | |
|-----|--|--|--|

| | | | |
|----------|--|--|--|
| アピールポイント | 市町村主導による有機農業の拠点地区の創出に向けて、有機農業実施計画の策定や有機農業の生産から消費・流通までの一環した取組を支援する。 | | |
|----------|--|--|--|

| | | | | |
|-------|---|---------|-------|-------|
| 事業の趣旨 | 有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて、生産から消費まで一環した取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出する。 | 予算額(千円) | 3,000 | |
| | | 内訳 | 国 | 3,000 |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |

| | | | |
|--------|---|-----------------|--|
| 事業の内容等 | 1 有機農業実施計画の策定（オーガニックビレッジ宣言） （１）検討会の開催 （２）試行的な取組の実施 （３）消費地との連携に向けた試行的な取組の実施 （４）情報発信 2 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （１）検討会の開催 （２）有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践 （３）消費地との連携の取組の実践 （４）課題解決に向けた調査等 （５）情報発信 《事業実施主体》 市町村又は市町村が参画する協議会 | 補助率 | 標準事業費 |
| | | 定額（機械リースは1/2以内） | 1の有機農業実施計画を策定する市町村1か所当たり上限1,000万円 2は上限800万円 |

【採択要件】

- 上記1に取り組む場合は、事業開始年度の翌年度までに特定区域の設定等を行う意向を有すること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）。
- 上記1の（3）又は2の（3）に取り組む場合は、消費地自治体が具体的に特定されていること。
- 上記2に取り組む場合は、事業実施年度において特定区域の設定等に向けた取組を行う事業実施計画となっていること（既に特定区域の設定等が行われている場合を除く）及び有機農業実施計画を策定済み又は策定予定であること。
- 事業に参加する者のうち、みどり認定を受けている者が過半数の場合は3点、全員の場合は5点の採択ポイント加算がある。

| | | | |
|------|--------|----|---|
| 実施期間 | 令和4年度～ | 担当 | 農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353) |
|------|--------|----|---|

| | | |
|-------|--------------|---------------------------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 安全・安心な農産物生産 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / 環境保全 |
| 実施主体別 | 市町村 / 協議会 | |

| | | | |
|-----|---|--|--|
| 事業名 | 有機転換推進事業（国庫・継続） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正） みどりの食料システム戦略推進交付金（R8当初）】 | | |
|-----|---|--|--|

| | | | |
|----------|--------------------------|--|--|
| アピールポイント | 新たに有機農業を開始する農業者の取組を支援する。 | | |
|----------|--------------------------|--|--|

| | | | | |
|-------|--|---------|-------|-------|
| 事業の趣旨 | 慣行農業から国際水準の有機農業への転換を行う農業者や有機農業に取り組もうとする新規就農者が、経営の安定を図りつつ、持続的に有機農業を行うための取組に対して支援する。 | 予算額(千円) | 3,000 | |
| | | 内 訳 | 国 | 3,000 |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |

| | | | |
|--------|--|-----|--------------|
| 事業の内容等 | <p>1 転換支援事業 国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の農地における掛かり増し経費について支援する。</p> <p>(1) 交付対象者 ア 慣行農業から国際水準の有機農業に転換しようとする農業者 イ 就農当初から国際水準の有機農業に取り組む、就農後3年以内の農業者であって、地域の国際水準の有機農業における同一品目での平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績が1作期分以上あると事業実施主体が認める者</p> <p>(2) 対象農地 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地</p> <p>(3) 交付単価 2万円/10a以内</p> <p>2 転換支援円滑化事業 市町村等が1の支援を希望する農業者に対して行う事務に係る経費を支援する。</p> | 補助率 | 標準事業費 |
| | | 定額 | 上限1の要望額の1割以内 |

- 【採択要件】
- 1 本事業の対象農地の全部において国際水準の有機農業に取り組むことを予定していること。
 - 2 本事業終了後も引き続き、国際水準の有機農業を継続する意向があること。
 - 3 販売を目的としていること。
 - 4 対象者1人当たりの下限面積は10aとする。
 - 5 みどり認定を受けているか成果目標年度までに認定を受ける予定であること。

| | | | |
|------|--------|----|---|
| 実施期間 | 令和5年度～ | 担当 | 農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353) |
|------|--------|----|---|

| | | |
|-------|------------------------|---------------------------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 担い手の育成 | 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 研修・訓練 |
| 実施主体別 | 県 | |

| | | | | |
|--|--|---------|---|-------|
| 事業名 | 環境負荷低減による持続可能な農業実践拡大事業（国庫・継続） | | | |
| アピールポイント | 肥料コストの低減を図り、環境にやさしい農業の取組を拡大する。 | | | |
| 事業の趣旨 | <p>土壌診断に基づく土づくりと環境にやさしい農業の取組拡大により、消費需要に応えられる安全・安心で良質な農産物の安定供給と農業所得の維持・向上を図る。</p> | 予算額(千円) | 8,637 | |
| | | 内訳 | 国 | 4,347 |
| | | | 県 | 4,290 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容 | <p>1 土壌診断のデジタル化と堆肥の活用促進 (1) デジタル技術を活用した土壌診断情報の提供と「施肥なび」の機能拡充 ・青森県土壌診断情報データベースの保守運営及びデータ更新 ・「施肥なび」にりんごの機能を追加 (2) 県産堆肥の品質検査、技術的サポートの実施 ・畜産研究所との連携による堆肥の品質検査及び生産技術指導</p> <p>2 プラットフォームを核とした環境にやさしい農業の拡大に向けた支援 (1) みどり認定者の拡大・取組強化 (2) 有機農業等実践者の育成・定着 ・農業EX塾におけるベテラン農業者による伴走支援の強化 ・超プレミアム米挑戦者に対するチャレンジ支援 ・実践者向け研修会・有機農業指導員養成研修会の開催 (3) プラットフォーム登録者の交流促進 ・プラットフォーム登録者を参集した商談・交流会の開催 ・消費者をターゲットとした実践者の取組情報やエコ農産物を活用する飲食店等の事例紹介 ・飲食店等によるエコ農産物を活用したメニュー提供及び消費者からの求評</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| <p>【令和8年度実施計画等】</p> <p>1 上記1の(2)の県産堆肥品質検査、技術的サポート：県内25か所程度</p> <p>2 上記2の(2)の伴走支援：10人程度</p> | | | | |
| 実施期間 | 令和6～8年度 | 担当 | 農産園芸課 環境農業グループ (内線5087、直通017-734-9353) | |

| | | |
|-------|--------------|--------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 安全・安心な農産物生産 / 環境保全 |
| 実施主体別 | 法人 / 任意団体 | |

| 事業名 | 環境保全型農業直接支払交付金（国庫・継続） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|----------------------|---|----------------------|-----------------|--------|-------|--------|-------|--------|------|--------|-----------------|--------|------|--------|----------|------------|
| アピールポイント | 環境保全に効果の高い営農活動の取組を支援する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の趣旨 | 化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に支援を行う。 | 予算額(千円) | | 75,041 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 内訳 | 国 | 50,027 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 県 | 25,014 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | その他 | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の内容 | 1 対象者 (1) 農業者の組織する団体 (2) 一定の条件を満たす農業者（面積要件等） | 補助率 | 標準事業費 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 国 1/2 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 対象活動及び交付単価 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象活動</th> <th>10a当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機農業 ※（）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合</td> <td>14,000円 (16,000円)</td> </tr> <tr> <td>有機農業 そば等雑穀、飼料作物</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>堆肥の施用</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>緑肥の施用</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>総合防除</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>総合防除 そば等雑穀、飼料作物</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>炭の投入</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 対象活動 | 10a当たり単価 | 有機農業 ※（）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合 | 14,000円 (16,000円) | 有機農業 そば等雑穀、飼料作物 | 3,000円 | 堆肥の施用 | 3,600円 | 緑肥の施用 | 5,000円 | 総合防除 | 4,000円 | 総合防除 そば等雑穀、飼料作物 | 2,000円 | 炭の投入 | 5,000円 | 県 1/4 | 市町村 1/4 |
| | | | 対象活動 | 10a当たり単価 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 有機農業 ※（）内は、合わせて、土壌診断を実施するとともに堆肥施用、緑肥施用、炭の投入の取組のいずれかを実施する場合 | 14,000円 (16,000円) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 有機農業 そば等雑穀、飼料作物 | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 堆肥の施用 | 3,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 緑肥の施用 | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 総合防除 | 4,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 総合防除 そば等雑穀、飼料作物 | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炭の投入 | 5,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村 1/4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【採択要件】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 主作物について販売することを目的に生産を行っていること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について理解し、チェックし、提出すること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施期間 | 令和7～11年度 | 担当 | 農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|-------|--------------|-----------------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 安全・安心な農産物生産 / 環境保全 / スマート農業 |
| | 担い手の育成 | 新規就農 / 経営改善 |
| | 融資制度 | 融資 |
| 実施主体別 | | 法人 / 個人 / 任意団体 |

| | | | | |
|---|---|---------|---|---|
| 事業名 | みどり認定制度（県単・継続） 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】 | | | |
| アピールポイント | 環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を知事が認定することにより、自らの取組をPRできるほか、税制等の優遇措置が受けられる。 | | | |
| 事業の趣旨 | みどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画について、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及び「青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」に基づき県（各農林水産事務所長）が認定し、各種支援措置を受けることができる。 | 予算額(千円) | — | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | <p>1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容</p> <p>(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動</p> <p>(3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動</p> <p>【具体的な取組例】</p> <p>①水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減</p> <p>②環境負荷低減型飼料の給与</p> <p>③養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制</p> <p>④バイオ炭の農地施用</p> <p>⑤生分解性マルチの利用</p> <p>⑥プラスチック被覆肥料の代替技術の導入</p> <p>2 認定のメリット</p> <p>(1) 設備投資の際の所得税・法人税の優遇</p> <p>(2) 国庫補助金の採択審査でのポイント加算等の優遇</p> <p>(3) 日本政策金融公庫の農業改良資金等の活用</p> <p>《申請主体》</p> <p>個人、法人、同じ品目で同一の取組を行う団体（グループ申請）</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| <p>【採択要件】</p> <p>1 上記1の(1)の場合は、土壌診断結果を添付すること。</p> | | | | |
| 実施期間 | 令和5年度～ | 担当 | 農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353) | |

| | | |
|-------|----------------------|---|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 体制整備等 / 安全・安心な農産物生産 / 中山間地域振興 / 環境保全 / スマート農業 |
| | 6次産業化の推進 機械・施設の整備 | 加工・販売促進 機械購入 / リース / スマート農機 |
| 実施主体別 | | 県 / 市町村 / 農協 / 土地改良区 / 法人 / 個人 / その他（協議会） |

| | | | | |
|---|---|---|--|--------|
| 事業名 | | 先進的有機農業拡大促進事業（国庫・新規） 【国庫事業名：みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R7補正）】 | | |
| アピールポイント | | 有機農業の面的拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術に関する農業機械等の導入を支援する。 | | |
| 事業の趣旨 | 有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援する。 | 予算額(千円) | 71,447 | |
| | | 内訳 | 国 | 71,447 |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | <p>1 スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大</p> <p>(1) スマート農業技術等に関する機械等の導入 自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機 等</p> <p>(2) 有機農業の拡大に向けた取組 ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大 等</p> <p>2 有機農業拡大支援 1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組</p> <p>《事業実施主体》</p> <p>1 (1) 農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会</p> <p>1 (2) 市町村、市町村を構成員とする協議会、協議会、公社・土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会、民間事業者</p> <p>2 市町村、市町村を構成員とする協議会</p> <p>※1 (1) に取り組む場合、2の事業実施主体のいずれかが1 (2) 又は2に取り組んで事業実施計画を作成する。</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | <p>1 (1) 国1/2以内</p> <p>1 (2) 国定額、1/2以内</p> <p>2 国定額</p> | <p>1は上限5,000万円 うち1(2)は上限400万円</p> <p>2は上限800万円</p> | |
| <p>【採択要件】</p> <p>1 1 (1) の農業者等は、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと。</p> <p>(2) 地域計画に位置付けられた農業者等であること。</p> <p>(3) みどり認定を受けている、又は申請を行っていること。</p> <p>2 事業実施計画ごとに、以下の面積以上（中山間地域は1/2以上）で取り組むこと。</p> <p>稲：10ha、麦・大豆・雑穀5ha、いも類・露地野菜：2ha、果樹：1ha 等</p> | | | | |
| 実施期間 | 令和8年度 | 担当 | 農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353) | |

| | | |
|-------|--------------|--------------------|
| 目別 | 地域を変えるための切り口 | 安全・安心な農産物生産 / 環境保全 |
| | 担い手の育成 | その他 |
| | 生産基盤の整備 | その他（病害虫対策） |
| 実施主体別 | | 農協 / 任意団体 |

| | | | | |
|---|---|----------------|--|---------|
| 事業名 | りんごのモモシクイガ特別防除対策事業（県単・継続） 【りんごモモシクイガ特別防除対策事業費補助金】 | | | |
| アピールポイント | 害虫の薬剤抵抗性発達や選択可能な農薬の減少、高温時におけるシクイムシ類の被害抑制に対応できる交信攪乱剤の普及拡大を支援する。 | | | |
| 事業の趣旨 | 令和8年産りんごでのモモシクイガ被害を防止するため、発生抑制に有効な交信攪乱剤による産地一丸となった防除に対し、支援を行う。 ※事業実施主体である（公社）青森県青果物価格安定基金協会を通じて実施する間接補助事業であり、申請先は取組主体（農協）となっている。 | 予算額(千円) | 275,000 | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | 275,000 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | <p>1 交信攪乱剤による防除への支援</p> <p>(1) 事業内容 令和8年産りんごのモモシクイガ被害を防止するため、取組主体が適合防除者に対し、交信攪乱剤（コンフューザーRに限る）の購入経費を補助するために要する経費を、事業実施主体が補助するのに要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、事業実施主体に対し補助するもの。</p> <p>(2) 補助対象経費 取組主体が適合防除者に対して令和8年産りんごの防除に使用する交信攪乱剤の販売価格の2分の1以上の額を補助する事業に要する経費を基金協会が補助するのに要する経費。</p> <p>(3) 事業実施主体 公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会</p> <p>(4) 取組主体 県内の農業協同組合</p> <p>(5) 適合防除者の要件 採択要件のとおり</p> | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 購入経費の1/2以内(税抜) | 10a当たりの交信攪乱剤の使用量(100~120本) | |
| <p>【採択要件】</p> <p>1 県内のりんご園地とその周辺のモモシクイガ寄生果実栽培園地で実施される交信攪乱剤を用いた防除であること。</p> <p>2 3戸以上の生産者がまとまって地域ぐるみで取り組むものであるか、又は大規模生産法人など知事により適合していると認められること。</p> <p>3 防除する地域内にモモシクイガ発生源（放任園、管理粗放園）があること。</p> <p>4 地域内において交信攪乱剤を令和8年から3年以上継続して設置する意向が確認されていること</p> | | | | |
| 実施期間 | 令和8年度 | 担当 | りんご果樹課 生産振興グループ (内線5147、直通017-734-9492) | |

| | | |
|-------|-------------------------|--------------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 農地の利用集積 | 中山間地域振興 / 環境保全 遊休農地対策 |
| 実施主体別 | 県 | |

| | | | | |
|---|--|---------|---|-------|
| 事業名 | 中山間ふるさと水と土保全推進事業（その他・継続） | | | |
| アピールポイント | 基金の運用益等を活用し、都市住民・ボランティアと連携した住民活動により棚田の保全が図られる。 | | | |
| 事業の趣旨 | 従来の中山間地域対策では対応しきれない急傾斜地水田等（いわゆる棚田地域等）を対象に、農業生産機能や環境保全機能の維持を図るための保全活動等を支援する。 | 予算額(千円) | 1,341 | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | 1,341 |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 保全ネットワーク推進事業 棚田の保全利活用に対する県民の理解の醸成、棚田地域での農作業体験、保全活動に関心のある都市住民の登録派遣、情報提供 2 保全活動推進事業 保全利活用活動計画策定、指導者育成研修、地域住民に対する啓発普及等 3 保全活動支援事業 住民組織が行う保全活動に要した経費等の助成 《事業実施主体》 県 | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | — | — | |
| 【採択要件】 当該地域の全農地面積の1/2以上を主傾斜1/20以上の農地面積が占める地域 【令和8年度実施計画】 1 保全ネットワーク推進事業：棚田サミット参加 2 保全活動推進事業：普及・啓発誌の購入配付等、体験学習会開催 3 保全活動支援事業：なし | | | | |
| 実施期間 | 平成11年度～ | 担当 | 農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555) | |

| | | |
|-------|-------------------------|---|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 生産基盤の整備 | 環境保全 / その他(生活環境) ほ場整備 / 暗渠排水・客土 / 用排水路 / その他(農道) |
| 実施主体別 | 県 / 市町村 | |

| | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 事業名 | 集落基盤整備事業(国庫・継続) 【農山漁村地域整備交付金】 | | | |
| アピールポイント | 地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ豊かで住み良い農村となるよう、農業生産基盤の整備と、交通、情報通信等の生活環境整備を総合的に推進することができる。 | | | |
| 事業の趣旨 | 地域が設定する個性ある農村振興の目標の達成が図られるよう、地域住民の参加の下、関係省庁との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する。 | 予算額(千円) | — | |
| | | 内訳 | 国 | — |
| | | | 県 | — |
| | | | その他 | — |
| 事業の内容等 | 1 農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設整備 (2) 農道整備 (3) ほ場整備 (4) 農用地開発 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗きょ排水 (8) 農用地の改良又は保全 2 農村生活環境整備事業 (1) 農業集落道整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業集落防災安全施設整備 (5) 用地整備 (6) 活性化施設整備 (7) 地域農業活動拠点施設整備 (8) 集落環境管理施設整備 (9) 交流施設基盤整備 (10) 情報基盤施設整備 (11) 市民農園等整備 (12) 生態系保全施設等整備 (13) 地域資源利活用施設整備 (14) 施設補強整備 (15) 施設環境整備 (16) 歴史的土壌改良施設保全整備 (17) 施設集約整備 (18) 交換分合 (19) 集落土地基盤整備 《事業実施主体》 県、市町村 | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 県営 | — | |
| | | 国 | 50% | |
| | | 県 | 25% | |
| | | 【採択要件】 農村振興基本計画又はこれに準ずる計画が作成されている地区であること。 【令和8年度実施計画等】 ※実施地区なし | | |
| 実施期間 | 平成13年度～ | 担当 | 農村整備課 農村環境整備グループ (内線4889、直通017-734-9555) | |

| | | |
|-------|--------------|------------------|
| 目的別 | 地域を変えるための切り口 | 環境保全 / その他（生活環境） |
| 実施主体別 | 市町村 | |

| | | | | |
|--|---|---|---|--------|
| 事業名 | 農業集落排水事業（国庫・県単・継続） 【農山漁村地域整備交付金、農村整備事業】 | | | |
| アピールポイント | 水路に流れ込む農村の生活排水を浄化処理することにより、きれいな水を安定的に供給できる。 | | | |
| 事業の趣旨 | 農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、農村集落におけるし尿と生活雑排水を処理する施設の整備を行う。 | 予算額(千円) | 135,368 | |
| | | 内訳 | 国 | 65,460 |
| | | | 県 | 4,448 |
| | | | その他 | 65,460 |
| 事業の内容等 | 1 処理施設及び管路施設の整備 2 雨水排水路の整備 3 汚泥の処理施設の整備 《事業実施主体》 市町村 ※補助率の欄の県（4.5、3.5、2.5）%は、農業集落排水促進事業で助成 | 補助率 | 標準事業費 | |
| | | 団体営 国 50% 県 4.5% ※H22まで採択地区 県 3.5% ※H23以降採択地区 県 2.5% ※H26以降採択地区 | — | |
| 【採択要件】 1 整備対象集落：農業振興地域内の農業集落であること。 2 受益戸数：おおむね20戸以上であること。 3 事業規模：処理対象人口がおおむね1,000人程度であること。 4 対象汚水等：し尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設等であること。 5 処理水質：BOD 20 mg/l以下、SS 50 mg/l以下を原則 【令和8年度実施計画等】 1 実施地区数：3地区 2 関係市町村：青森市、弘前市 | | | | |
| 実施期間 | 昭和58年度～ | 担当 | 農村整備課 農村環境整備グループ (内線4888、直通017-734-9555) | |